

厚生労働省省内事業仕分け（非正規労働者対策事業）
仕分け人（6名）の評決結果

○ 中小企業雇用安定化奨励金

5人	0人	① 直ちに事業を廃止
	0人	② 事業の対象者に与える影響に配慮しながら一定期間経過後、事業を廃止
	0人	③ 国が実施する必要はなく、地方公共団体の判断に任せる
	0人	④ 国が実施する必要はなく、民間の判断に任せる
	1人	⑤ 国が実施する必要はなく、その他の実施主体に任せる （具体的な実施主体：自治体＋民間）
	4人	⑥ 事業は継続するが、更なる見直しが必要 （実施方法の見直し、予算の削減など）
改革案は妥当 1人	/	

<具体的な意見>

【⑤国が実施する必要はなく、その他の実施主体に任せる（具体的な実施主体：自治体＋民間）】

- ・ 企業の責任は大いにある。自治体もパート公務員が多くなっている。自治体が指導するのは大変難しいと思うが、範を示すべき。

【⑥事業は継続するが更なる見直しが必要（実施方法の見直し、予算の削減など）】

- ・ 助成金を整理・統合すると同時に、均衡処遇・教育訓練のための施策の利用度を上げることが必要。
- ・ 労働者と企業とも調整して、目標設定（人数・年限）を明確にして計画が国民から見ても判り易くする必要がある。
- ・ 同一労働・同一賃金について、法整備を含めてさらに強力な施策をとらなければ、奨励金も効果を十分に上げないのではないか。1700万人全体に対しての目標を設定することが不可欠。
- ・ 事業実施の趣旨、行政の想いは伝わってくるが、事業者（企業）とのコミュニケーションがとられていないのではないか。その原因はなにかを精査した上で事業の再設計が必要。短時間労働者均衡待遇推進等助成金との整理・統合は理解できる。

【改革案は妥当】

- ・ 整理・統合は妥当

○ 短時間労働者均衡待遇推進等助成金

改革案では不十分 5人	0人	① 直ちに事業を廃止
	0人	② 事業の対象者に与える影響に配慮しながら一定期間経過後、事業を廃止
	0人	③ 国が実施する必要はなく、地方公共団体の判断に任せる
	0人	④ 国が実施する必要はなく、民間の判断に任せる
	1人	⑤ 国が実施する必要はなく、その他の実施主体に任せる (具体的な実施主体:自治体+民間)
	4人	⑥ 事業は継続するが、更なる見直しが必要 (実施方法の見直し、予算の削減など)
改革案は妥当 1人		

<具体的な意見>

【⑤国が実施する必要はなく、その他の実施主体に任せる（具体的な実施主体：自治体＋民間）】

- ・ 労働界（正規社員）はワークシェアに消極的と感じる。多様な働き方を認めるべき。

【⑥事業は継続するが更なる見直しが必要（実施方法の見直し、予算の削減など）】

- ・ 助成金を整理・統合すると同時に、均衡処遇・教育訓練のための施策の利用度を上げることが必要。
- ・ 中小企業雇用安定化奨励金と同じで、目標設定が必要。
- ・ 1700万人全体に対しての目標を設定することが不可欠。同一労働、同一賃金について、法整備を含めてさらに強力な施策をとった上で、必要な助成金のあり方を考える必要がある。
- ・ 中小企業雇用安定化奨励金との整理・統合は理解できる。企業側とのコミュニケーションを図り、推進してほしい。

【改革案は妥当】

- ・ 整理・統合は妥当

○ 派遣労働者雇用安定化特別奨励金

<p>改革案では不十分</p> <p>5人</p>	0人	① 直ちに事業を廃止
	0人	② 事業の対象者に与える影響に配慮しながら一定期間経過後、事業を廃止
	0人	③ 国が実施する必要はなく、地方公共団体の判断に任せる
	0人	④ 国が実施する必要はなく、民間の判断に任せる
	0人	⑤ 国が実施する必要はなく、その他の実施主体に任せる (具体的な実施主体:)
	5人	⑥ 事業は継続するが、更なる見直しが必要 (実施方法の見直し、予算の削減など)
<p>改革案は妥当</p> <p>1人</p>		

<具体的な意見>

【⑥事業は継続するが更なる見直しが必要（実施方法の見直し、予算の削減など）】

- ・ 他の均衡処遇の為の措置を組み合わせ、労働者の処遇の実態的な悪化を防止すべき。
- ・ 「奨励金」だけではなく、就業のための教育等を充実すべし。
- ・ 法の改正時の混乱の回避に最大限の努力を要する。
- ・ 18万人が派遣から直接雇用のパート・アルバイトに転換するだけにならないような取り組みが重要と考える。
- ・ 派遣を見直すことを最低条件とする。